

西予市教育振興基本計画（抜粋）

5) 特別支援教育の推進

支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの障がいや発達段階に応じた支援や指導が受けられるような環境をつくります。

◆現状と課題◆

特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の教育支援計画・指導計画の作成や、関係機関との連携による支援・指導の取組が進んできています。障がいの状態に応じたきめ細かい支援の充実や、すべての教職員による学校全体で支援する体制の一層の整備が重要です。

◆主な取組◆

○個に応じた学習及び生活支援に向けた校内体制の充実

一人ひとりの障がいや発達段階に応じた学習環境の整備と就学支援の充実を図るとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携した指導・支援の充実を図ります。

○学校・家庭・関係機関の連携による特別支援教育の充実

障がい等により何らかの支援を必要としている児童生徒に生活支援員を配置し、健康面や身辺自立の支援、生活上の指示やアドバイス、コミュニケーション形成の補助、安心できる居場所づくり等の支援を行い、児童生徒が充実した学校生活を送れるように努めます。

## 西予市教育基本方針（抜粋）

### （2）豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、好ましい勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための心の教育の充実を図ります。

#### ③情報モラル教育の充実といじめ根絶に向けた取組の充実

- ・ 情報社会の特性の理解と情報機器使用における情報モラルの指導の徹底
- ・ 西予市いじめ防止等のための基本的な方針に基づいた未然防止、早期発見・早期対応
- ・ 児童生徒の主体的ないじめ防止の取組（西予市いじめストップ子ども会議等）
- ・ スクールカウンセラー等の相談事業の効果的な活用
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協力

5名  
各中学校に配置

### （5）特別支援教育の推進

支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの障がいや特性、発達段階に応じた支援や指導を受けられるような環境をつくります。

#### ①個に応じた学習及び生活支援に向けた校内体制の充実

- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会による組織的・計画的な支援体制の構築
- ・ 障がいの特性に応じた指導・支援に関する知識・技能の習得
- ・ 学校生活支援員の適切な配置と運用

各校1名以上配置  
小学校12校で15名  
中学校5校で6名

#### ②学校・家庭・関係機関・地域の連携による特別支援教育の充実

- ・ 特別支援連携協議会の機能向上・充実
- ・ 「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」や相談支援ファイル「すまいる」の活用による支援の充実
- ・ 早期からの切れ目のない支援と就学の推進
- ・ 発達支援コーディネーターの効果的な活用と関係機関との連携

1名  
学校教育課に配置

## (6) 人権・同和教育の推進

すべての教育活動の基礎に人権尊重の理念をすえ、仲間意識に支えられた集団づくりや進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとするさまざまな人権学習の推進を図ります。

### ①仲間意識に支えられた集団づくり

- ・仲間づくりを意識した道德教育、特別活動の推進
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応
- ・不登校児童生徒の理解と支援の充実
- ・こども家庭センターとの連携強化

## (8) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

人間性や専門性を高めるための研修活動の充実を図り、教育専門職としての自信と誇りをもって教育に取り組むことのできる教職員の育成に努めます。

また、管理職のリーダーシップや一人ひとりの教職員の学校経営への参画意識を高めることにより、組織の活性化を図ります。

### ①自発的に取り組む研修活動

- ・研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励による主体的な研修
- ・教育法令等の研修及び遵守
- ・校内研修の充実と校外研修内容の共有化
- ・ICT活用指導力の向上を目指した研修
- ・著作権に関する研修
- ・児童生徒理解の方法、カウンセリング技術に関する研修
- ・いじめ、不登校の理解や適切な対応に関する研修

西予市の学校全体で研修というわけではなく、例えば、各学校の生徒指導主事が、県主催の生徒指導主事研修会で、いじめや不登校についての研修を受け、それを校内の研修で他の先生に伝達する手法